



標津町社協豆だより



発行／令和2年 6月 1日

緊急事態宣言が解除になりましたが、新しい生活様式のもと新型コロナウイルスとの共存・共生生活が求められているところです。従って、手洗い・うがいの励行・マスクの着用を始め、不要不急の外出の自粛、3密の回避等々は、今後も継続することを国・道からも求められているところです。このような時こそ、社協の願いであります「助け合い・支え合い」を行動で示す時と考えています。

また、この間、ひまわり職員、各サロンのお世話役さん、各老人クラブの役員の皆さん、ボランティアの皆さん方、老人相談員等々には大変なご苦勞をお掛けしていますが、電話一本の声がどれだけいやされるか、独り身の会長として日々痛感しております。

今後は、役場等との連携を密にしながら、社協の事業も計画に従って活動したいと考えております。もうしばらくの辛抱です。町民の皆さん、お互いに頑張りましょう。

〔渡辺会長より〕

献血車

日程のお知らせ



《移動献血車、「ひまわり号」による献血のお願い》

実施日	実施場所	実施時間
6月25日 (木曜日)	根釧東部森林管理署	9:00~10:00
	標津町商工会	10:30~12:00
	標津病院	13:30~14:30
	標津漁業協同組合	15:00~16:30
6月26日 (金曜日)	標津町役場	9:00~11:00
	標津町農業協同組合	14:30~16:00

平素より、輸血医療を支える献血にご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における献血者数は、令和元年度で約25万4千人と多くの方々にご協力をいただきましたが、少子高齢化により献血可能人口（16～69歳）も減少傾向にあります。特に将来の献血基盤となる若年層の献血推進が喫緊の課題となっております。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいきますと、血液受容の増加が見込まれている将来の安定供給に支障をきたす恐れがあります。血液は長期保存することができませんので、医療機関に安定的に血液を供給するためには、輸血用の血液を十分に確保する必要があります。

新型コロナウイルス感染の拡大下においても、毎日3,000人の患者さんが輸血を必要としています。尊い命を救うために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、移動献血車において、新型コロナウイルス感染症の対策は万全を期しておりますので、ご安心の上、ご協力の程、宜しくお願い致します。

標津町献血推進協議会

「緊急事態宣言全面解除に伴う社協の考え方」

5月26日、政府・北海道は緊急事態宣言を解除しました。これを受け、標津町社会福祉協議会も次のように考えました。

基本的には「6月中の事業については中止とし、高齢者等々の様子について良く観察し、7月1日より事業計画に従って活動する」と考えました。それぞれの地域の事情や6月上旬の事業等で考慮すべき点もあり、サロン等の実施で悩んでいる代表者もあるかと思いますが、社協の基本的な考え方をご理解の上対応して下さい。

なお、町老人クラブ連合会始めサロン等に対しては、慎重を期す考えから6月中の行事及び実施につきましては全面的に自粛することをお願いをしております。外出自粛等でストレスの多い日々と推察します。状況に変化がありましたら、各代表さんへ連絡致します。

【特例貸付コールセンター】が開設！

フリーダイヤル 0120-321760

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (※土日・祝日を含む)

特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)に関して基本的な内容を知りたい方は、上記コールセンターへお問い合わせ下さい。また、上記の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)につきましては、社協(82-1212)で受付けております。

生活福祉資金(緊急小口資金) 特例貸付のご案内

■貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	☐ 借入申込者の身分を証明できるもの(健康保険証、運転免許証等)
■貸付限度額	一世帯につき1回限り20万円以内か10万円以内	☐ 世帯全員の住民票(※マイナンバーの記載のないもの)
■据置期間	貸付の日から1年以内	☐ 印鑑(窓口に来る場合)
■償還期間	据置期間終了後2年以内	☐ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
■貸付利子	無利子	☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類(給与明細、通帳等)

生活福祉資金(総合支援資金) 特例貸付のご案内

■貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。	☐ 総合支援資金(生活支援費)【特例貸付】借入申込者
■貸付限度額	単身世帯：月15万円以内 2人以上：月20万円以内	☐ 生活福祉資金(総合支援資金)【特例貸付】借用書
■貸付期間	原則3ヵ月とし、最長12ヵ月以内	☐ 借入申込者の身分を証明できるもの(健康保険証、運転免許証等)
■据置期間	貸付の日から1年以内	☐ 世帯全員の住民票(原本)
■償還期間	据置期間終了後10年以内	※発行されてから3ヵ月以内、マイナンバーの記載がないもの
■貸付利子	無利子	☐ 収入の減少状況に関する申立書
		☐ 預金通帳(北海道銀行または、ゆうちょ銀行)の写し

発行 標津町社会福祉協議会

標津町北1条西5丁目6番1-2号 保健福祉センターひまわり内

電話:0153-82-1212 FAX:0153-82-1530